

介護老人保健施設通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設峽南ケアホームいいとみ（以下「当施設」と言う。）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」と言う。）に対し、介護保険法令の趣旨に従つて、利用者が可能な限り自宅に置いて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来る様に、一定の期間、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払う事について取り決める事を、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用同意書を当施設に提出した後、効力を有します。但し、扶養者に変更があつた場合は、新たに同意を得る事とします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除が無い限り、初回利用時の同意書提出を持つて、繰り返し当施設の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を利用する事が出来る物とします。但し、本約款、別紙1、別紙2又は別紙3（本項に於いて「本約款等」と言います。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出して頂きます。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てる事が出来無い相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者を言います。以下同じ）である事。
 - ② 弁済をする資力を有する事。
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上 当施設に対して負担する一切の債務を極度額 200 万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
 - 3 身元引受人は、前項の責任の他、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行する様に協力する事。
 - ② 通所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取りをする事。但し、遺体の引取りについて、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取って頂く事が出来ます。
 - 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てる事を求める事が出来ます。但し、第1項但し書の場合はこの限りではありません。
 - 5 身元引受人の請求があった時には、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来している物の額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者及び扶養者は、当施設に対し、利用中止の意思表示をする事により、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画に関わらず、本約款に基付く通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用を解除・終了する事が出来ます。尚、この

場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡する物とします（本条第2項の場合も同様とします。）

- 2 身元引受人も前項と同様に通所利用を解除する事が出来ます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。
- 3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他御利用頂いた費用を当施設にお支払い頂きます。

（当施設からの解除）

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの利用を解除・終了する事が出来ます。

- ① 利用者が要介護認定に於いて自立と認定された場合。
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画で定められた利用時間数を超える場合。
- ③ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2ヶ月分以上滞納しその支払いを督促したにも関わらず15日間以内に支払われない場合。
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供を超えると判断された場合。
- ⑤ 利用者又は扶養者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てる事を求めたにも関

ならず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てる事が出来無い相当の理由がある場合を除く。

- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させる事が出来無い場合。

(利用料金)

第6条 利用者又及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基付く通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの対価として、別紙2の利用単位事の料金を基に計算された月事の合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務が有ります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動が有った場合、上記利用料金を変更する事が有ります。

- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日過ぎに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の20日までに支払う物とします。尚、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。但し、2ヶ月以上滞納した場合は連帯保証人に請求をし、連帯保証人は当施設に対し、当該合計額をその月の20日までに支払う物とします。（※日々支払う方法でも可）。

- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けた時は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。（診療録については、5年間保管します。）

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収の上、これに応じます。

3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めた時は、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収の上、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反する恐れがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じ無い事が出来ます。

4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求する為必要な場合は適用されません。

5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めた時は、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収の上、これに応じます。但し、利用者の利益に反する恐れがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じ無い事が出来ます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れが

有る等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う事が有ります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する事とします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基付き、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3の通り定め、適切に取り扱います。又、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されている事から、情報提供を行う事とします。

① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等。

居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携。

② 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知。

③ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等。

④ 生命・身体の保護の為必要な場合（災害時に於いて安否確認情報を行政に提供する場合等）。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼する事が有ります。

- 2 前項の他、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項の他、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第12条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出る事が出来、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「御意見箱」に投函して申し出る事が出来ます。

(賠償責任)

第13条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償する物とします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償する物とします。

(利用契約に定めのない事項)

第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定める所により、利用者又は身元引受人と当施設が誠意を持って協議して定める事とします。

<別紙1>

介護老人保健施設峡南ケアホームいいとみの御案内

(令和6年8月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設峡南ケアホームいいとみ
- ・開設年月日 平成7年4月1日
- ・所在地 山梨県南巨摩郡身延町飯富1655
- ・電話番号 0556-42-4314 FAX 0556-42-4331
- ・管理者名 芦澤 敏
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (1950780005号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話等の介護保健施設サービスを提供する事で、入所者の能力に応じた日常生活を営む事が出来る様にし、1日でも早く家庭での生活に戻る事が出来る様に支援する事、又、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続出来る様、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）と言ったサービスを提供し、在宅ケアを支援する事を目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下の様な運営の方針を定めていますので、御理解頂いた上で御利用下さい。

[介護老人保健施設峡南ケアホームいいとみの運営方針]

1. 1日も早い家庭復帰を目指して、リハビリ・総合的ケアサービスを提供する。

2. 通所リハビリ・訪問看護・訪問診療を通して在宅生活を支援する。

3. 地域に開かれた、地域の為の施設として、地域との結び付きを重視する。

(3) 施設の職員体制

	常 勤	非常勤	夜 間	業務内容
・ 医 師	1			利用者の日常的な医学的対応等
・ 看護職員	3	1		利用者への医療行為等
・ 薬剤師	1			薬剤管理、利用者への服薬指導等
・ 介護職員	17		1	利用者への介護等
・ 支援相談員	2			利用者、家族からの相談対応等
・ 理学療法士	3			リハ計画書作成、リハ実施、指導
・ 作業療法士	1			同上
・ 管理栄養士	1			利用者の栄養状態の管理等
・ 介護支援専門員	1			利用者のサービス計画書の立案等
・ 事務職員	1			介護請求等事務棟
・ 歯科衛生士	1			利用者の口腔、嚥下機能確認指導

(4) 入所定員等 ・ 定員 27 名

(5) 通所定員 30 名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案。
- ③ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案。
- ④ 食事
朝食 8時～
昼食 12時～
夕食 18時～
- ⑤ 入浴（一般浴槽の他、入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回御利用頂きます。但し、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合が有ります。）
- ⑥ 医学的管理・看護。
- ⑦ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑧ リハビリテーション。
- ⑨ 相談援助サービス。
- ⑩ 栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理。
- ⑪ 利用者が選定する特別な食事の提供。
- ⑫ 理美容サービス（外部委託）。
- ⑬ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、御家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）。
- ⑭ 行政手続代行。
- ⑮ その他

※これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金を頂く物も有

りますので、具体的に御相談下さい。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科医院に協力を頂き、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いする様にしています。

・協力医療機関

・名 称 身延町早川町一部事務組合立飯富病院

・住 所 南巨摩郡身延町飯富 1 6 2 8

・協力歯科医院

・名 称 滝戸歯科医院

・住 所 西八代郡市川三郷町岩間 1 5 8 8

◇緊急時の連絡先

尚、緊急の場合には、「同意書」に御記入頂いた連絡先に御連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情が無い限り施設の提供する食事をお召し上がり頂きます。食費は保険給付外の利用料と位置付けられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としている為、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みは御遠慮頂きます。
- ・ 面会は予約制で、時間は午後2時から午後4時までです。
- ・ 外出・外泊は時間の連絡と6泊7日以内で、所定の用紙にて連絡をお願い致します。
- ・ 火気の取扱いは、施設にて保管管理致します。
- ・ 設備・備品の利用は、施設にお申し出下さい。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みも、施設にお申し出下さい。
- ・ 金銭・貴重品の管理は、出来る限りお持ちになりません様をお願い致します。
- ・ 外泊時等の施設外での緊急受診は、協力病院の飯富病院を御利用下さい。又、他病院利用の場合は、当施設を利用中である旨を報告して下さい。
- ・ 宗教活動は禁止致します。
- ・ ペットの持ち込みもお断り致します。

5. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、エアーシューター。
- ・ 防災訓練 年2回。

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送って頂く為に、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽に御相談下さい。（電話0556-42-4314）市川、望月徹

要望や苦情等は、担当支援相談員にお寄せ頂ければ、速やかに対応致しますが、施設内に備え付けられた「御意見箱」を御利用頂き、管理者に直接申し出頂く事も出来ます。

<別紙2>

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）について

（令和6年8月1日現在）

1. 介護保険証の確認

利用の申込みに当たり、御利用希望者の介護保険証、介護保険負担割合証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）についての概要

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）については、要介護者（介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援者）の家庭等での生活を継続させる為に立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基付き、当施設を一定期間御利用頂き、看護、医学管理の下に於ける介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の御家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る為提供されます。このサービスを提供するに当たっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、又、計画の内容については同意を頂く様になります。

3. 利用料金

（1）通所リハビリテーションの基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度及び利用時間によって利用料が異なります。以下は1日当たりの自己負担分です。）

[1時間以上2時間未満]

・要介護 1	3 6 9 円
・要介護 2	3 9 8 円
・要介護 3	4 2 9 円
・要介護 4	4 5 8 円
・要介護 5	4 9 1 円

[2 時間以上 3 時間未満]

・要介護 1	3 8 3 円
・要介護 2	4 3 9 円
・要介護 3	4 9 8 円
・要介護 4	5 5 5 円
・要介護 5	6 1 2 円

[3 時間以上 4 時間未満]

・要介護 1	486 円
・要介護 2	5 6 5 円
・要介護 3	6 4 3 円
・要介護 4	7 4 3 円
・要介護 5	8 4 2 円

[4 時間以上 5 時間未満]

・要介護1	5 5 3 円
・要介護2	6 4 2 円
・要介護3	7 3 0 円
・要介護4	8 4 4 円
・要介護5	9 5 7 円

[5 時間以上 6 時間未満]

・要介護1	6 2 2 円
・要介護2	7 3 8 円
・要介護3	8 5 2 円
・要介護4	9 8 7 円
・要介護5	1 1 2 0 円

[6 時間以上 7 時間未満]

・要介護1	7 1 5 円
・要介護2	8 5 0 円
・要介護3	9 8 1 円
・要介護4	1 1 3 7 円
・要介護5	1 2 9 0 円

[7 時間以上 8 時間未満]

・要介護1	7 6 2 円
-------	---------

・要介護2	903円
・要介護3	1046円
・要介護4	1215円
・要介護5	1379円

① 入浴代：介助による場合 40

円

※通所リハビリテーション利用時間帯によっては、入浴サービスを提供出来ない事があります。

② リハビリテーション提供体制加算

・ 3時間以上4時間未満の場合	12円
・ 4時間以上5時間未満の場合	16円
・ 5時間以上6時間未満の場合	20円
・ 6時間以上7時間未満の場合	24円
・ 7時間以上8時間未満の場合	28円

③ リハビリテーションマネジメント加算（ハ）

同意日の属する月から6月以内	793円
同意日の属する月から6月超	473円
医師が利用者、家族に説明した場合は上記に加え	270円

④ 退院時共同指導加算 600円

⑤ 短期集中リハビリテーション実施加算： 110円

⑤ 栄養改善サービスの提供 200円

⑥ 栄養アセスメント加算 50円

⑦ 口腔機能向上サービスの提供 310円

⑧	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	6ヶ月に20円
⑨	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	6ヶ月に5円
⑩	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22円
⑪	中重度者ケア体制加算	20円
⑫	科学的介護推進体制加算	月に40円
⑬	介護職員処遇改善加算	月に総単位数×0.086円

（2）介護予防通所リハビリテーションの基本料金

施設利用料（要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。以下は1ヶ月当たりの自己負担分です。）

①	・要支援1	2268円	・要支援2	4228円
②	一体的サービス提供加算			480円
	栄養改善サービスの提供：			200円
	栄養アセスメント加算：			50円
④	口腔機能向上サービスの提供：			160円
⑤	口腔・栄養スクリーニング加算：			6ヶ月に20円
⑥	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	要支援1		88円
		要支援2		176円
⑦	科学的介護推進体制加算：			月に40円
⑧	介護職員処遇改善加算：			月に総単位数×0.086円

（3）その他の料金

①	食費	朝食	510円
---	----	----	------

昼食 680円

夕食 640円

※ (介護予防) 通所リハビリテーション利用時間帯によっては、食事の提供が出来ない事が有ります。

② 送迎代 (通常の事業の実施地域以外の送迎) 500円

基本時間外施設利用料 1時間当たり 500円

※ その他 (利用者の選定する特別な食事の費用、電気器具使用料等) は、別途資料を御覧下さい。

(4) お支払い方法

- ・ 毎月10日過ぎ位に、前月分の請求書を発行しますので、その月の20日までにお支払い下さい。お支払い頂きますと領収書を発行致します。
- ・ お支払い方法は窓口での現金払い、現金振込 (山梨中央銀行)、口座振替 (ゆうちょ銀行) が有ります。利用申込時にお選び下さい。